

## 万葉の里・城山記念館機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、現場の状況に応じて軽微なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、発注者が建物の管理上必要と認めた業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

### 1. 機械警備業務の委託場所

- (1) 所在地 佐野市若松町 504
- (2) 施設名 万葉の里・城山記念館 建物床面積 431.23㎡  
鉄筋コンクリート造、平家建、緑青銅板葺

### 2. 機械警備業務の委託に関する基本事項

- (1) 機械警備業務の委託場所及び内容は本仕様書により行う。
- (2) 受託者は実施工程表及びその方法を定め、これに沿った警備実施計画表（待機場所から対象施設までの距離、所要時間、車両台数など）を提出し、承諾を受けるものとする。
- (3) 機械警備業務に要する機械器具及び消耗品等は原則として受託者の負担とする。
- (4) 常に細心の注意をもって業務を実施し、建物、付属設備及び物品等に故意若しくは重大な過失によって損害を与えたときは受託者が負担するものとする。
- (5) 業務中に生じた警備員の事故については、すべて受託者の負担とする。ただし、発注者が免除したものについてはこの限りではない。
- (6) 異常箇所を発見したときは、直ちに市責任者に報告をする。
- (7) 巡回する警備員の服装、言動には十分気を付ける。服装については市が着用を許可する受託者が指定する制服を着用すること。また、市民に対する言動は市職員の代わりとして、親切丁寧に行うこと。
- (8) 業務の実施にあたり知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさない。
- (9) 警備報告書を提出すること。
- (10) 落札した場合、事務所ないし出張所を佐野市内に設置すること。
- (11) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

### 3. 機械警備業務の実施要項

- (1) 期 間 令和4年10月1日から令和9年9月30日までの毎日
- (2) 警備担当時間 開館日 午後5時00分から翌朝の午前8時30分まで  
休館日 午前8時30分から翌朝の午前8時30分まで
- (3) 警備実施時間 前項警備担当時間内において、佐野市から警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、佐野市から警報装置作動解除の信号を受けたときまでとする。
- (4) 業務内容 通信回線を使用した遠隔自動警報装置と1週2回の不定時夜間 機動巡回警備との併用とし以下の内容について実施する。ただし、公の依頼により巡回警備強化の必要性を認めたときは、この限りでは

ない。

## ①機械警備業務の概要

### 1) 警報装置

- ・警備対象物で発生した異常事態（侵入、火災、断線、入退室等）を通信回線等により受注者のガードセンターに自動的に通報する機能を有すること。
- ・警報装置は、火災報知機設備及びその他佐野市が指定する設備と連動し、その異常事態を受注者のガードセンターに自動的に通報する機能を有すること。
- ・設置する警報センサーの個数や位置については、別紙館内図を参照し、施設全体の異常事態を間断なく監視できるよう設置すること。

### 2) 受注者のガードセンター

- ・受注者は、機械警備実施時間中、受注者のガードセンターにおいて警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に受注者の機動隊との連絡を保持する。

### 3) 受注者の機動隊

- ・受注者の機動隊は、受注者のガードセンター警備対象物の異常事態に備える。

## ②警備機器の取り扱い

### 1) 警備開始時の取り扱い

- ・最終退出者は、すべての開閉口の戸締り・施錠、火気の始末など防犯、防火、その他事故防止上の必要な処置を講じてから、退出する。
- ・最終退出者は、上記処置の最終確認を行ったうえで、警報装置作動開始の状態にセットし、職員通用口の施錠をした後、退出する。
- ・受注者はガードセンターにおいて、市の最終退出者の操作により、警報装置作動開始の状態になったことを確認し、機械警備を開始する。

### 2) 機械警備終了時の取り扱い

- ・最終退出者における警報装置作動開始後、最初の入室者は、入室してから警報装置作動解除の状態にする。
- ・受注者はガードセンターにおいて、市の最初の入室者の操作により、警報装置作動解除の状態になったことを確認し、機械警備を終了する。

## ③異常事態発生時における受注者の処置

- ・警報受信装置により、佐野市の警備対象物に異常事態が発生したことを感知したとき、受注者は、速やかに機動隊を急行させ、状況を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。
- ・警備対象物に到着した機動隊は、異常事態を確認後、実情に応じた的確な判断のもとに臨機応変の処置をとり、速やかに受注者のガードセンター、あらかじめ届出のある佐野市の緊急連絡者にその状況を連絡するとともに、必要に応じて関係機関へ連絡をし、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

#### ④警報装置の保守点検

- ・佐野市に設置された警報装置の機能について、受注者は、適宜保守点検を行い、常に良好な作動状況を保持するものとする。

#### ⑤警備任務

##### 1) 火災の防止

- ・火災の早期発見と初期消火
- ・火気使用箇所の点検と確認
- ・危険物使用箇所の点検と確認
- ・消防署への連絡と通報
- ・その他、防火上必要と認められる事項

##### 2) 風水害等の予防

- ・天候状況等の事前察知と風水害等による記念館被害に対する事前準備
- ・隣接地域から発生する不測の事態の早期発見とその処理。
- ・その他、防災上必要と認められる事項

##### 3) 盗難の防止

- ・不法侵入者の発見と排除
- ・不審者、潜伏者、徘徊者の発見と排除
- ・窓、扉等の点検と施錠確認
- ・警察署への連絡及び渉外事項
- ・その他盗難防止上必要と認められる事項

#### ⑥事務室等の鍵の管理

- ・警備上必要な鍵は、佐野市と受注者が相互に預託し、預託された鍵はそれぞれ厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

#### 4. 緊急連絡者名簿の提出

- (1) 受注者は、佐野市に対しあらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更があるときは、遅滞なく、その都度文書をもって通知する。

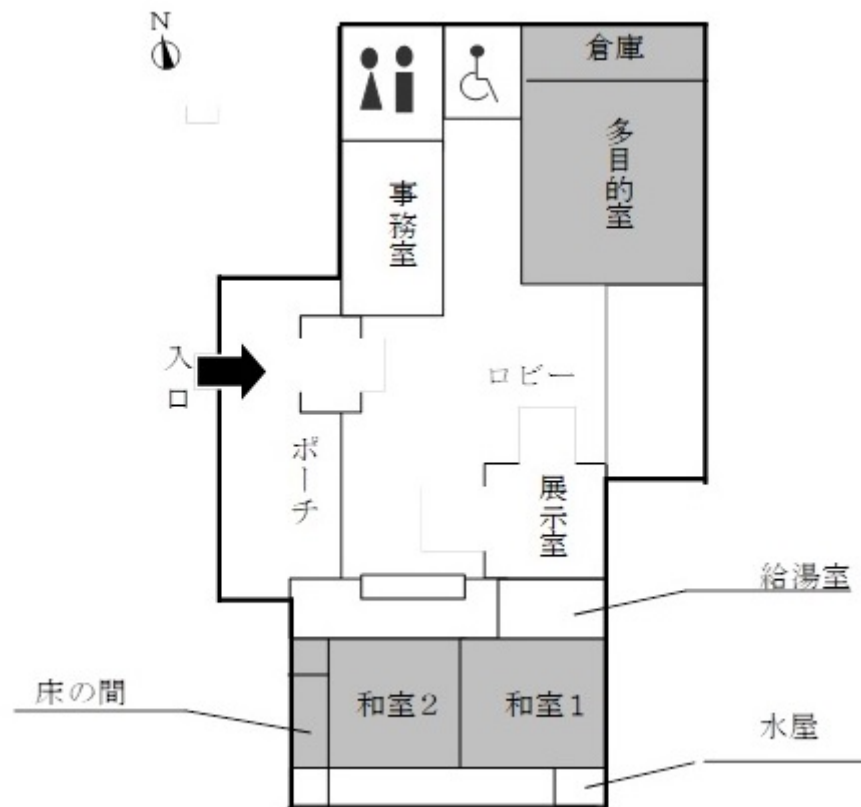
#### 5. 警備月報の提出

毎月の巡回後、警備状況が記載された報告書を佐野市の責任者に提出すること。

#### 6. その他

当警備業務委託は、新年度予算が議決されることを条件とし、この仕様書によるもののほか、細目については両者協議の上、別に定めるものとする。

# 万葉の里・城山記念館 館内図



- 多目的室(約 70 m<sup>2</sup>)
- 和室 1(東側 15 畳)
- 和室 2(西側 15 畳)